主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同Bの弁護人安藤真一、被告人Cの弁護人山脇正夫、被告人D及び同被告人の弁護人秋山兼雪の各上告趣意(後記)は、いずれも刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。 (少なくとも詐欺の共謀があり、その着手があう、目的物は別の物となつたけれども財物詐取の結果を生じたものである。原判決を破毀しなければ著しく正義に反するという様な場合でないこと明である)

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

 裁判官
 島 保